

2017年5月24日

「特商法政令等改正案」に関する意見

(一社) 全国消費者団体連絡会
東京都千代田区六番町15
03-5216-6024
webmaster@shodanren.gr.jp

平成28年度の改正特定商取引法に基づき今回提案された「特商法政令等改正案」は、改正法の主旨を反映した内容であることを評価します。その上で次の3点について意見を申し述べます。消費者被害が生じている現状を鑑み、改正案の確実な施行に期待します。

●政令案第3条の3、命令案第7条の2

(意見)

業務禁止命令の対象者に、営業所又は事務所の統括者のほか、職務を日常的に代行する地位にあるものを加えたことに賛成します。その上で、役職の如何に関わらず、実質的に業務を統括していた者を特定して、積極的に取り締まりを行うことを求めます。

(理由)

業務停止命令を受けた法人が、次々と新たな法人を立ち上げ同じような違反行為を行うことによる消費者被害が続いています。これを防ぐためにも、部長、次長、課長など責任者の役職名に関わらず、実質的に業務を統括した者を対象に取り締まりを強化してください。

●政令案別表4、命令案第31条の4

(意見)

美容医療契約が特定継続的役務として新規に追加されましたが、施術内容及び施術方法が特定されています。今回対象とした範囲においては規制の実効性を担保するとともに、今後指定外の施術内容及び施術方法でトラブルが

多発したときは、省令による迅速な対応を求めます。

(理由)

今回の案は適用対象施術について、例えば脱毛は対象であるが育毛・増毛は対象にならないなど限定され、また施術方法による限定も加えられており、消費者相談の内容を踏まえると十分ではありません。

美容医療サービスは契約者のコンプレックスにより施術を受けるケースが多く、被害相談の潜在化率は高いと思われれます。今回指定外とされている施術に関しても消費者トラブルの内容を迅速に把握し、今後政省令等による対応を求めます。

さらに、政省令による対応と合わせて、事業者団体の自主規制を促すことも重要です。

●命令案第 11 条の 2

(意見)

アポイントメントセールスの来訪要請方法について、ホームページ等電子広告については規制対象には加えられず、SNS に限定したことは不十分と考えます。ホームページ等電子広告についても対象としてください。

(理由)

消費者委員会特定商取引法専門調査会の報告書では、「SNS、電子広告といった来訪要請手段についても規制の対象となる来訪要請手段の外延を明確にしつつ規制が及ぶようにすべきである」とされたにもかかわらず、今回の案では規制対象を SNS に限定しています。

SNS・電子広告といった来訪要請手段に対する規制については、販売目的を隠匿したまま呼び出して不意打ち的な勧誘を行う、といった勧誘に至るまでの不当な方法と一体としてとらえることが重要であると考えます。

ホームページ等電子広告については、規制すべき範囲を明確にした上で対象とすることを検討してください。

以上